

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 3 8 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	<p><b>【改正趣旨】</b> 給与構造改革の一環として、給料表を7級制から8級制に改正し、より役職・責務に応じた給与体系へ見直しを図るとともに、教育行政職給料表を新たに導入することのほか、管理職員の給与及び三田市民病院事業管理者の給料月額等の削減等を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>1 給与構造改革の実施</p> <p>(1) 給料表を7級制から8級制へ改正</p> <p>(2) (1)に伴い、副課長級を6級から5級へ、部長級を7級から8級へ改正</p> <p>(3) 教育行政職給料表の導入</p> <p>2 給与カットの継続及び日当の凍結</p> <p>(1) 給与の削減等の取り組み</p> <p>(2) 市民病院事業管理者の給料月額等の削減</p> <p>(3) 旅費日当の凍結</p> <p><b>【施行期日】</b> 令和2年4月1日</p>